

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 リスペクト憲章

この憲章は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）のビジョン並びに公益財団法人日本スポーツ協会のスポーツ憲章第6条「スポーツに関わる者の心得」の具現化に向けて、本連盟と加盟団体が一体的に取り組むための基本的な事項を示したものである。

（競技に関わる者の心得）

第1条 アイスホッケー競技に関わる全ての者は、スポーツ精神及びスポーツの使命を十分に認識し、それぞれの立場に応じて、次の各号に定める事項に配慮しなければならない。

（1）フェアプレー

フェアプレーの基本はルールをしっかりと知った上で、それを守ろうと努力することである。我々アイスホッケーに関わる全ての者は、競技規則はもとより、本連盟倫理規程や関連するガイドラインを守らなければならない。

（2）相手選手への敬意

相手チームの選手は、アイスホッケー競技を楽しむために必要な、同じアイスホッケーを愛する仲間たちである。その仲間に敬意をはらい、暴力をふるったり、怪我をさせたりするようなプレーは絶対にしてはならない。

（3）レフェリーへの敬意

レフェリーは、両チームが公平に試合ができることを委ねた人たちである。例えミスがあったとしても常に審判を信頼し、そのジャッジは尊重されなければならない。

（4）感謝と尊敬

我々はアイスホッケーに関わる多くの人々に支えられて、この競技を続けることができる。会場を用意してくれた人、試合を運営してくれた人、そして応援してくれた人に、いつも感謝と尊敬の気持ちを伝えなければならない。

（行動規範の制定）

第2条 本連盟は、前条に掲げた事項の実効性の確保を図るため、試合における行動規範を定めるものとする。

（周知活動の実施）

第3条 本連盟及び加盟団体は、普及育成合宿、指導者養成研修及び各競技会における監督会議など、あらゆる機会を通じて、第1条に掲げた事項並びに第2条に掲げた行動規範の周知に努めるものとする。

（本憲章の適用）

第4条 この憲章は、本連盟及び加盟団体並びに本連盟の会員に対して適用されるものである。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則1 この憲章は、令和2年12月19日から施行する。